

## 横浜市国民健康保険運営協議会 議事録要旨

日 時	平成 23 年 2 月 15 日（火）午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
開催場所	開港記念会館 2 階 6 号室
出席者	委員 19 名（傍聴者 2 名）

	議事 1 平成 22 年度国民健康保険事業費会計補正予算（案）について
事務局	（資料に基づき概要を説明） 平成 23 年 2 月の市会に、6 億 4 千万円の増額の補正予算案を提出した。 歳出においては医療費の増に伴う給付費の増や、国費の返還による償還金の増が見込まれること、歳入においては交付が見込まれない国の調整交付金を、一般会計繰入金へ財源更正することが主な要因となっている。
藤井委員	償還金において、なぜ国への返還が生じるのか。
事務局	年度内に概算で交付を受け決算後に金額を確定するため。
	議事 2 平成 23 年度国民健康保険事業費会計予算（案）について
事務局	（資料に基づき概要を説明） 平成 23 年度予算については、歳出、歳入ともに 3,366 億円となっている。 歳出においては、医療費の増加傾向を踏まえ 2,225 億円の給付費を計上し、退職者等給付費、後期高齢者支援金、介護納付金も増額で見込んでいる。共同事業拠出金は、22 年度は 20 億円減となっている。 歳入については、給付費の増に伴い保険料を増額している。また、一般会計繰入金は 292 億円、計上している。 とくに会計健全化のため、歳入歳出両面からの取り組みにより、単年度黒字をめざす。 歳入面では、未収債権整理専門組織等で保険料収納体制の強化や、保険料不納欠損の一部に相当する額を市費で補填することを、歳出面では、ジェネリック医薬品利用案内通知の送付、不当利得返還請求事務に係る電話納付案内の実施を予定している。
藤井委員	生活保護の方がジェネリック医薬品を使ったときの歳出の効果は。
事務局	生活保護の方は医療費の 10 割を扶助している。ジェネリック医薬品の取り組みについては、厚生労働省で具体的な方針が出ていないため、通知が出次第、ジェネリック医薬品の利用促進を図っていく。
向井委員	生活保護の方、ひとり親、乳幼児等患者負担のない方へ、薬局から働きかけ、ジェネリック医薬品へ変えようと思っても難しい。国、市でも取り組んでほしい。
北村（俊）委員	ジェネリック医薬品利用案内通知の対象者は、どういう基準で選ぶのか。

事務局	現時点では具体的な基準はないため、実施にあたっては、医師会、歯科医師会、薬剤師会から助言をいただきながら、具体的に整理していきたい。
	議事3 横浜市国民健康保険条例等の一部改正等について
事務局	<p>(資料に基づき概要を説明)</p> <p>2つの法令改正が予定されており、これにあわせて「横浜市国民健康保険条例」の一部改正案を上程する予定。</p> <p>一つ目は、保険料賦課限度額の引き上げである。</p> <p>医療分を1万円、支援分を1万円、介護分を2万円引き上げることにより、保険料が限度額に達していない中間所得者層の多くの世帯の保険料負担を緩和する。</p> <p>二つ目は、出産育児一時金支給額の恒久措置化である。</p> <p>平成21年10月から、暫定措置として、38万円から42万円に引き上げられたが、この暫定措置を恒久措置とする。</p>
藤井委員	保険料賦課限度額の引き上げは、収納率の悪さを補うためのものか。
事務局	どの所得層からどのくらい保険料をいただくかという割合が変わるだけで、国保全体の収入額を変えるものではない。低中間所得者層の負担を軽減し、高所得者層に負担をお願いするものだ。
藤井委員	中間所得者層は負担が強いと考えるのはなぜか。保険料賦課限度額の引き上げが1万円などはっきりした数字になっているのはなぜか。
事務局	医療費の増加にともない、保険料も上げざるを得ないが、低中間所得者層にとって、保険料負担は重い。今日の福祉の考え方として、低所得者層に配慮し、高所得者層に負担をしていただく仕組みとしている。保険料賦課限度額の引き上げ金額については、国の政令改正によるため、横浜市も合わせて行っていく。